



長野県報

6月27日(月)
平成28年
(2016年)
第2786号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（地域振興課）	1
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	4
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の変更登録の実施（農業技術課）	4
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（農業技術課）	5
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	13
公共測量の実施（建設政策課）	14
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	14
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	14

公 告

建設業法に基づく処分（建設政策課）	14
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	15
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	15
特定調達契約に係る一般競争入札（東北信運転免許課）	16



長野県告示第380号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

飯田市

2 事業の種類

大田下広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県飯田市龍江地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

大田下広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する

施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である飯田市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する天龍峡地区（以下「当地区」という。）は、貴重な観光資源である名勝天龍峡を中心とした地区である。当地区では近年観光客数が減少しており、宿泊施設及び土産店の廃業による空き店舗が増加するなど、活気が失われている。そこで各種イベントを実施し、当地区を活性化しようという動きが出てきている。そのためにはイベントを開催する広場が必要であるが、現在当地区にはイベントの開催に適した面積及び設備を有する広場がない。そのため、住民で組織される地域づくり委員会などからも、公共の広場の確保を強く要望されている。

本件事業は、上記のような理由から、現在は民間駐車場である土地を買収し、適正な規模の用地を確保して広場を整備するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

(7) 大規模イベントの安定的開催による観光客増加

現在大規模イベントを開催する際は、民間駐車場の借用又は市道若しくは橋の占用により会場を確保しているが、このような形態ではイベントの長期間開催及び準備が難しい。また、民間駐車場等を会場として確保できなかった場合は、会場を分散させざるを得ない。十分な面積を持った公共の広場が整備されることで、大規模イベントも安定して数多く開催できるようになるため、観光客の増加が見込める。

(8) イベントにおける利便性向上

現在当地区にはイベントスペース及び駐車場を合わせ持った広場がない。イベントスペースにバリアフリーのトイレ、休憩しやすい芝生など、イベントに適した施設整備を行うほか、イベントスペースに隣接して駐車場を整備することで、イベントで重い野菜等を購入する場合などでも、持ち運ぶ距離が短くて済み、気軽にイベントに参加できるようになるため、イベントの利便性が向上する。

(9) 伝統行事の復活

観光客向けのイベントがない時期には、当地区の行事の会場として活用できる。会場の確保ができず開催されなくなった七夕祭りなど当地区の伝統行事を復活させることで、伝統文化の承継及び住民間の交流の促進を図ることができると。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講すべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、観光客の利便性等、社会的、

技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、当地区においては、イベントを安定的に数多く開催することにより観光客を増加させ、当地区的活性化に繋げることは喫緊の課題である。また、現在起業地周辺では三遠南信自動車道天龍峡大橋（仮称）の工事が進められており、供用開始時期に間に合うように広場の整備を行い、観光客を迎える環境を整備しておくことが観光客増加を図る上で重要となる。

以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

天龍峡温泉交流館多目的研修センター

地域振興課

長野県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富井歯科医院	下高井郡野沢温泉村大字豊郷4374-1	平成28年5月1日
ゆう歯科クリニック	諏訪市清水一丁目4088番2	平成28年5月1日
松本市安曇大野川診療所	松本市安曇3992-1	平成28年5月1日
あづみ野 平林整形外科	安曇野市堀金鳥川4349-1	平成28年5月1日
穂高ハートクリニック	安曇野市穂高有明9394番地1	平成28年5月1日

訪問看護ステーション はる風	千曲市大字森2178-1	平成28年4月16日
つかはらクリニック	上田市塩川1358番地1	平成28年5月1日
高島小児科医院	松本市丸の内2-1	平成27年7月1日
歯科医院 なかや	飯田市松尾常盤台280-1	平成28年5月1日
ますざわ歯科医院	諏訪市諏訪1-21-13	平成28年5月1日
ももい歯科クリニック	佐久市安原1101-7	平成28年5月1日

地域福祉課

長野県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
松本市安曇島々診療所	松本市安曇1061-1	松本市安曇1061-1	松本市安曇1065-1	平成28年4月1日
松本市安曇島々診療所（歯科）	松本市安曇1061-1	松本市安曇1061-1	松本市安曇1065-1	平成28年4月1日
カワイ薬局	上田市中央2-4-13若林ビル1階	上田市中央2-4-13若林ビル1階	上田市中央2-3-15	平成28年5月1日

地域福祉課

長野県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ますざわ歯科	諏訪市諏訪1-21-13	平成28年3月23日
つかはらクリニック	上田市塩川1358番地1	平成28年4月30日
前沢医院	飯田市主税町22番地	平成28年4月30日
穂高ハートクリニック	安曇野市穂高有明9394番地1	平成28年4月30日
松本市安曇大野川歯科診療所	松本市安曇3992-1	平成27年8月31日

地域福祉課

長野県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
田中 矢	佐久市塚原1036ヴィレッジ常田A101	平成28年4月5日
原崎 拓也	佐久市中込3519-33	平成28年5月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
みよた接骨院コンディショニングセンター	北佐久郡御代田町大字御代田小田井1652	平成28年4月5日
はらざき整骨院	佐久市中込3212-1 小松屋プラザビル1F	平成28年5月1日

地域福祉課

長野県告示第385号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第1項の規定により、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第82号		
登録年月日	平成23年9月22日		
地域登録検査機関の名称	株式会社 ファーム中鶴		
代表者氏名	代表取締役 丸山 和則		
主たる事務所の所在地	長野県佐久市矢嶋109番地1		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米、国内産そば、 <u>国内産大豆</u>		
農産物検査を行う区域	長野県		
農産物検査員			
氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
掛川 一幸 佐藤 敏行	長野県佐久市甲1513-7 長野県佐久市矢嶋109-2	玄米、そば、 <u>大豆</u> 玄米、そば、 <u>大豆</u>	K1114238 K1123804
成分検査業務受委託先	受委託の区分		
	登録検査機関の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
備考	農産物の種類の追加（国内産大豆）		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第386号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第6号
登録年月日	平成13年8月30日
地域登録検査機関の名称	大北農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 山田 高司
主たる事務所の所在地	長野県大町市大町字光明寺3091番地の1
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
森山 朋美	長野県大町市大町2115-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126057
丸山 聰也	長野県大町市大町2581	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126059

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の名義変更
----	-------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第1号
登録年月日	平成13年8月30日
地域登録検査機関の名称	佐久浅間農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 井出 健
主たる事務所の所在地	長野県佐久市猿久保882番地
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
田中一茂	長野県東御市御牧原3202	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1H14106
松井公男	長野県上田市吉田89-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1H15189
掛川高光	長野県小諸市田町1-7-13	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1H16120
三浦明広	長野県佐久市下小田切446-5	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1H24939
依田直紀	長野県佐久市下平尾110-1	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028001
佐藤功章	長野県南佐久郡佐久穂町大字畑4130	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028002
小山渡	長野県上田市古里146-16	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028003

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の登録抹消（田中茂、松井公男、掛川高光、三浦明広） 農産物検査員の新規登録（依田直紀、佐藤功章、小山渡）
----	---

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第5号
登録年月日	平成13年8月30日
地域登録検査機関の名称	あづみ農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 千國 茂
主たる事務所の所在地	長野県安曇野市豊科4270番地6
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
荷村 健治	長野県松本市大字島立2894	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1112051
西村 茂夫	長野県松本市芳川小屋312-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114176
北沢 昭一	長野県安曇野市豊科光1290-6	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115199
一志 寛	長野県安曇野市堀金二田3651	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116124
大山 秀幸	長野県安曇野市二郷明盛1534	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116125
須山 洋一	長野県松本市大字寿白瀬渕2180	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116127
前田 琢也	長野県松本市島内3459-1 デイアスニートA201号室	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126025
滝沢 大介	長野県安曇野市穂高有明1125-3	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028004
小澤 史弥	長野県松本市梓川倭1667-10	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028005

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	
備考	農産物検査員の登録抹消（荷村健治、西村茂夫、北沢昭一、一志寛、大山秀幸、須山洋一、前田琢也） 農産物検査員の新規登録（滝沢大介、小澤史弥）	

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第12号
登録年月日	平成14年8月30日
地域登録検査機関の名称	みなみ信州農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 矢澤 輝海
主たる事務所の所在地	長野県飯田市北方3852番地22
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
伊藤 昭成	長野県飯田市長野原259-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028006
高田 一仁	長野県飯田市上郷飯沼3720-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028007

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の新規登録（伊藤昭成、高田一仁）
----	------------------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第13号
登録年月日	平成14年8月30日
地域登録検査機関の名称	松本ハイランド農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 伊藤 茂
主たる事務所の所在地	長野県松本市南松本1丁目2番16号
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
上條 慎	長野県松本市大字和田2768	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028008
萩原 理夫	長野県松本市波田1572-6	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028009
臼居 保秀	長野県松本市芳川村井町790-15	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K2028010

成分検査業務受託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の新規登録（上條慎、萩原理夫、臼居保秀）
----	----------------------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第18号		
登録年月日	平成15年8月29日		
地域登録検査機関の名称	須高農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 牧 良一		
主たる事務所の所在地	長野県須坂市大字小山1253番地の5		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	長野県		
農産物検査員			
氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
清水一隆 徳永 浩貴	長野県飯山市大字常盤054 長野県須坂市墨坂南2-10-19	もみ、玄米、大麦、小麦、そば もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	KH15480 KH21205
成分検査業務受託先	受委託の区分		
	登録検査機関の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
備考	農産物検査員の登録抹消（清水隆、徳永浩貴）		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第16号
登録年月日	平成15年8月29日
地域登録検査機関の名称	塩尻市農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 西村 泰博
主たる事務所の所在地	長野県塩尻市大門六番町3番56号
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
下村 治平	長野県駒ヶ根市下平177-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114248

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の登録抹消（下村治平）
----	-------------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録番号	第17号
登録年月日	平成15年8月29日
地域登録検査機関の名称	木曽農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 高橋 徳
主たる事務所の所在地	長野県木曽郡木曽町福島3807番地1
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産玄米、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
唐澤 仁美	長野県塩尻市大字奈良井188	玄米、大豆、そば	K1124971

成分検査業務受委託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の登録抹消（唐澤仁美）
----	-------------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢959の174から959の180まで、959の215

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6758の32から6758の35まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第389号

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成28年5月17日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

軽井沢町

建設政策課

長野県告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

高福寺、小手屋、追平、稗田、田之入、糉生、栗本、三王、森下、勝負平、戸谷の腰、梅木新井、桜出、大内、青木平、三ヶ野、茂田井、下下条、上五十里、専納、月夜棚、清水沢、下長井、上長井、宮、成山、角井、青木、里原、持畔、鳥々見、下古沢、根踏、下奈良井、上奈良井、沢尻、柴原、須坂、辻屋、芦沼、松之木、百瀬及び天間

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県北信建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年6月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年6月27日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

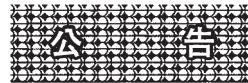
1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字江部字砂山369番地先から 中野市大字江部字砂山369番地先まで	旧	m 11.7~13.2	km 0.0208
同 上	新	m 11.7~13.2	km 0.0208

道路管理課



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成28年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成28年6月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社小川土木

上伊那郡南箕輪村7321番地2

小川光一

長野県知事許可（般-25）第22279号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（とび・土工工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社小川土木の役員は、禁錮以上の刑の言渡しを受け、平成28年3月5日、その判決が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課